

令和7（2025）年度 極真空手競技者助成金応募要項



「鍛える力、つなぐ未来。」
—極真空手を通じて、社会に貢献する—

1.理事長挨拶



極真空手は、単なる武道・格闘技にとどまらず、心・技・体を鍛え、礼節を重んじる精神文化として高く評価されております。その価値をさらに社会に根付かせるためにも、競技者が継続的にトレーニングに取り組み、国内外の大会に挑戦できる環境づくりが不可欠です。

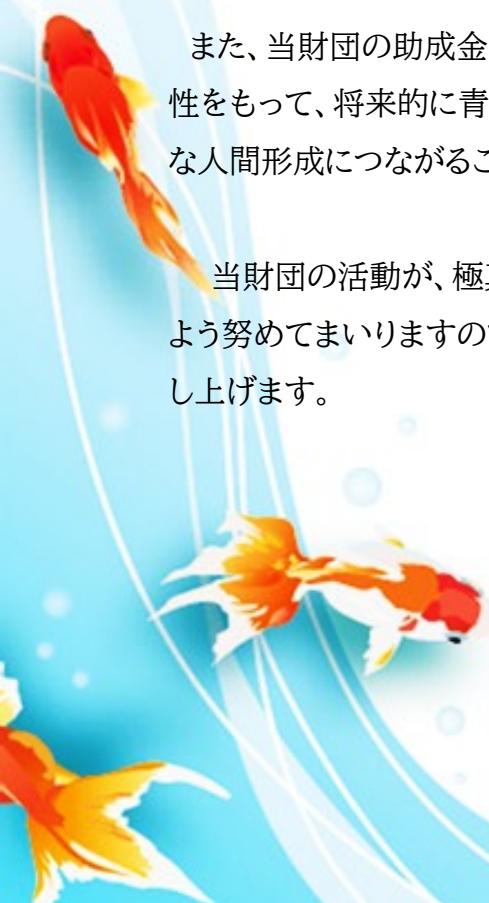
しかしながら、現実には、競技を続けるにはトレーニング費、遠征費、大会参加費など多くの費用がかかり、特に若年層や地方在住の選手にとっては大きな経済的負担となっています。こうした事情を背景に、当財団は、極真空手競技者に対して助成金を給付することで、競技に専念できる安定的な環境を提供することを目指しております。

また、当財団の助成金を受給した競技者たちが、極真空手を通じて培った経験や精神性をもって、将来的に青少年の健全育成や社会貢献活動を担っていけるような、豊かな人間形成につながることを願っております。

当財団の活動が、極真空手に情熱を注ぐすべての競技者にとって確かな支えとなるよう努めてまいりますので、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人RAKER

理事長(代表理事) 宮内 亜矢子



2.財団概要

(1)法人概要

法人名	公益財団法人RAKER
理事長	宮内 亜矢子
設立年月日	令和7(2025)年7月16日 (令和7(2025)年11月26日 内閣総理大臣より公益法人に認定)
住所	東京都港区南麻布3丁目20-1Daiwa麻布テラス5階
URL	https://raker.life

(2)事業目的

当財団は、日本国内における極真空手の健全な普及・振興および競技力の向上を図るため、競技費用を助成金として極真空手競技者に給付し、その競技活動や育成に寄与することを目的としています。

(3)役員等名簿

理事長	宮内 亜矢子	税理士/BLUEBELT株式会社 代表取締役社長
理事	薮野 直喜	税理士/薮野直喜税理士事務所
外部理事	中村 有季	投資家
評議員	大久保 忠信	社会福祉法人恩賜財団済生会 横浜南部病院 内科部長
評議員	濱井 洋子	投資家
評議員	村上 力	ハートアンドブレイン株式会社 代表取締役社長
外部監事	後藤 純一	税理士/後藤純一税理士事務所

3.極真空手競技者助成金募集要項

当財団の助成金事業の応募者は、以下の条件を満たすものとする。

(1)応募資格

- ・日本国籍を有し、日本国内に在住し、極真空手を主たる競技として継続的に活動している者
 - ・令和2(2020)年4月1日以降に国内外の大会に出場経験があること(大会の規模は問いません)
 - ・極真空手を継続し、または技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況にあること
 - ・応募者が未成年の場合、親権者の同意が得られ、助成金を適切に管理できる保護者がいること
- ※保護者とは、父母兄弟、または伯叔父、伯叔母等の中から20歳以上の者、並びに未成年後見人とします。

(2)助成金額

給付額 1名あたり30万円まで

給付期間 令和7(2025)年4月～令和8(2026)年3月

※助成金額は、選考委員会での選定を経て当財団理事会の決議により決定いたします。

(3)申請期間

申請受付 令和7(2025)年8月18日(月)から10月31日(金)まで ※当日必着

(4)採用者数

- ・採用予定人数は10名程度
- ・採用の結果は、申請者へお知らせ致します。※未成年の場合は保護者にも通知いたします。

(5)申請方法

申請方法は以下の2通りです。ご自身に合った方法をお選びください。

方法	内容
方法①:オンライン申請	当財団HP上のオンライン申請フォームにて申請情報を入力の上、以下の書類をアップロードしてください。 1.家族状況届 2.活動収支状況及び助成金使途内訳書 3.家計支持者の収入証明書(前年度分の源泉徴収票など) 4.大会での成績証明書類 5.年齢確認書類(マイナンバーカード、学生証、運転免許証など) 6.同意書兼誓約書(未成年の場合のみ)
方法②:郵送申請	上記の書類のうち3～6と助成金申請書及び助成金使途内訳書を同封の上、以下の宛先まで郵送してください。 〒106-0047 東京都港区南麻布3丁目20-1 Daiwa麻布テラス5階 一般財団法人RAKER助成事業事務局宛 ※書類持参での受付は行っておりません。 ※受領印が必要となる方法での送付はご遠慮ください。 ※書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

(6)選考

書類選考を行った後、外部有識者を含む選考委員会に諮り、理事会の決議を経て、助成対象者ならびに助成金額を決定します。

なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(7)選考基準

- ・全国規模の極真空手競技会に出場、あるいは地域連盟競技会等で優秀な成績を収めているか
- ・極真空手競技を継続し、または技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況にあるか
- ・将来の目標や夢が明確に描けているか

(8)結果通知

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報は、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

(9)被助成者の義務

助成金の受給を受けた方には申請の予定通り、速やかに事業を遂行していただきます。

- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成金の申請内容を変更したいときは、助成金交付申請変更届にてその旨を当財団に申し出て承認を得てください。
- ・申請した競技活動が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届にて取り下げ申請を当財団に遅滞なく届け出してください。
- ・助成期間中に一度、競技活動の進捗についての中間報告書を、助成期間の終了後1ヶ月以内に完了報告書を提出してください。なお、報告書には、請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。
- ・助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

(10)助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部を返還していただきます。

- ・被助成者及び保護者が、当財団が定める助成金実施規程に違反したとき
- ・被助成者及び保護者が、決定された競技活動以外の用途に助成金を使用したとき
- ・被助成者及び保護者が、決定された競技活動に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をしたとき
- ・被助成者及び保護者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- ・被助成者及び保護者が、助成対象期間内に申請した競技活動を完了しなかったとき
- ・被助成者及び保護者が、助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかつたとき
- ・決定後に生じた事情により、決定された競技活動の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(11)助成対象者の進路

当財団の極真空手競技者助成金制度に係る被助成者の募集、応募及び助成金の給付は、被助成者の極真空手競技活動の進路等について一切の制約を課すものではありません。

(12) 極真空手競技者助成金 使途項目

①助成金の主な使途

科目	使途
旅費交通費	在来線、私鉄、地下鉄、バス等の最安経路での運賃（ICカード履歴でも可）
	新幹線・特急料金（追加料金・100km以上で支給、グリーン車等は不可）
	タクシーレンタカ一代（公共交通が困難な場合、理由記載・領収書必須）
	レンタカ一代（団体移動・荷物運搬等の必要がある場合）
宿泊費	大会出場に伴う宿泊費（前日・当日・翌日、試合時間等を考慮）
	合宿参加に伴う宿泊費（指定宿泊先や合宿施設での滞在が原則）
	海外大会における現地ホテル滞在費
	事前現地調整に伴う宿泊費（登録・練習等のため）
大会参加費	大会の出場費用、エントリー料、参加登録費、計量費用（検量料）等
ビザ・パスポート申請費	ビザ取得のための申請手数料
通訳・翻訳費	大会参加のための申込書・招待状・競技規程などの翻訳
	国際大会後の報告書・参加記録などの翻訳依頼
会場利用料	合宿、特別強化トレーニング時に使用した体育館、公民館、道場等の使用料など
保険料	極真空手の稽古・大会・合宿中の事故・怪我に備える保険
	特定大会参加者に義務付けられる保険加入費用
健康管理費	リハビリ・治療費、整体、フィジカルチェック費用等
謝金	外部指導者、トレーナー等への合理的な範囲での謝金（上限あり）
消耗品費	競技活動報告書、助成申請資料、報告用写真印刷、郵送準備用封筒等
	トレーニング用品、軽量トレーニング用のダンベル・バーベル等
通信・登録費等	専用ポータルサイトでの申請利用料（通信費処理される場合に限る）等

※謝金・旅費の詳細は各規程をご確認ください。

②助成対象とならない経費

費目	具体的な使途
管理費	活動の拠点となる自宅の家賃・光熱費・通信費(電話代・Wi-Fi利用料含む)
消耗品費	自宅等で恒常的に使うことを目的とした備品の購入費用(パソコン、コピー機、デジタルカメラ、プリンター等)
飲食代	食費は助成対象となりません。
接待交際費	酒席・飲食を伴う交流費、打ち上げ費用
家族・友人への謝礼や応援関連費	助成金は競技活動の直接的支援にります。
高級な道衣・バッグ等	競技に必要な範囲を逸脱し、社会通念上「贅沢品」と判断されるものは対象となりません。
競技無関係な交通費・宿泊費	競技活動目的と無関係な移動・宿泊は助成対象となりません。

4.お問い合わせ

公益財団法人RAKER 事務局

E-mail:info@raker.life

※お電話ですと、どうしても担当者が不在の場合等、ご対応がすぐにできかねる為、申請者の皆様に確実にご対応させて頂くため、メールにてお問合せをお願いいたします。

何卒ご理解のほどよろしくお願ひいたします。





<https://raker.life>